

令和4年9月9日

第27回水俣市農業委員会

第27回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和4年9月9日
開会 9時30分
閉会 10時3分
- 3 出席委員
農業委員 14名 1番 坂本 隆司 君 8番 中村 清治 君
2番 松田 時義 君 9番 廣島 康雄 君
3番 森口 信二 君 10番 松本 公昭 君
4番 山澤 親徳 君 11番 瀧上 正嗣 君
5番 田畑 和雄 君 12番 前田 仁 君
6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君
7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君
推進委員 14名 15番 平松 明子 君 22番 坂口 新一 君
16番 蒔本 政廣 君 23番 山口 初憲 君
17番 竹下 正治 君 24番 池田 郁雄 君
18番 竹本 孝幸 君 25番 原田 隆義 君
19番 山内 秋光 君 26番 森下 義孝 君
20番 溝口 幸一 君 27番 下鶴 信雄 君
21番 安田 昌一 君 28番 古里 君廣 君
- 4 欠席委員
農業委員 0名
推進委員 0名
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項(1) 農地転用許可後の工事の完了について
議第99号 農地法第3条の許可申請について
議第100号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 永松 正治
次長 大川 尊
参事 松原 真樹 (欠席)
主任 山内 哲郎

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第27回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、14名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、2番、松田委員、3番、森口委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は14名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、12番、前田委員にお願いします。</p>
<p>12番委員 (前田仁君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項1、農地転用許可後の工事の完了についてでございます。 議案書は、1ページになります。1件でございます。 それぞれ、表の左から3列目の許可日欄記載の日付で許可を受け、表の右から2列目の日付で、転用事業者から工事完了報告書の提出がありました。 右端の事務局確認日におきまして、事務局及び農業委員で、現地を確認したところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので御報告申し上げます。 報告事項の説明は以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第99号、農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。</p>
<p>5番委員 (田畑和雄君)</p>	<p>はい、議長。</p>

議 長	はい、5番、田畑委員にお願いします。
5番委員	<p>議第99号、農地法第3条の許可申請についての説明を申し上げます。</p> <p>3ページの番号1です。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑。面積は、5筆で4, 113㎡ということです。</p> <p>申請理由は、所有権移転。贈与。利用目的は果樹。申請地は4ページに記載のとおりです。</p> <p>現地調査を、9月2日、譲受人御夫婦2名、山内委員、事務局職員2名の計6名で行いました。</p> <p>譲受人の状況としましては、耕作地が7, 700㎡。</p> <p>構成員は、譲受人と奥さん。</p> <p>譲渡人からみて譲受人は、甥っ子になります。</p> <p>年齢は45歳と47歳ということで、お父さんも兼業でみかんをしていますが、本人も兼業で、自営業をしながら農業もやっているということでございます。</p> <p>以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われまので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>これで説明を終わります。</p>
14番委員 (元村善二君)	はい、議長。
議 長	はい、14番、元村委員にお願いします。
14番委員	<p>農地法第3条許可申請について、番号2番を説明申し上げます。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は記載のとおりです。全部で、13筆です。地目は、台帳現況とも、2筆が田、後の11筆が畑。</p> <p>総面積が、17, 126㎡。譲渡人と譲受人は親子です。</p> <p>所有権移転ということで贈与になります。</p> <p>譲受人に状況ですが、譲受人は71歳ということで、5年ほど前に東京から帰ってこられて、農業をやっておられますので、今後も大丈夫と思われま。</p> <p>お父さんは95歳で高齢ですので、今回、長男に全部あげるということでございます。</p> <p>9月5日の現地調査には、譲受人と私と溝口委員、行政書士の4名で現地確認をいたしました。</p>

	<p>よって、何ら問題ないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われますので、御審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第99号、農地法第3条の許可申請については、許可してもよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第99号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第100号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
13番委員 (戸次治夫君)	はい、議長。
議 長	はい、13番、戸次委員にお願いします。
13番委員	<p>議第100号、農用地利用集積計画の申出について、9ページをご覧ください。</p> <p>番号1。貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。台帳現況も畑。他10筆です。</p> <p>全部合わせて面積が21,794㎡。</p> <p>始期終期は、令和4年10月1日から令和9年9月30日。期間は5年です。</p> <p>利用目的は、お茶と水稻です。</p> <p>借賃は無償ということで、利用権の種類は使用貸借権です。</p> <p>経営面積は、自作地が37,462㎡。借入地が15,740㎡。これは同一世帯のためこの数字になっております。</p> <p>場所は13ページに記載のとおりです。</p>

	<p>譲受人は皆さんもご存じの通り、紅茶で有名になりまして、静岡の大学を出られ、お父様とともに農業経営をされて、300日は農業に従事しているような状況です。</p> <p>彼もまだ若いし、今後、経営を移行したいというようなことで、このような形をとられるようです。</p> <p>補助金等を申請するのに、自分の所有する土地がないとできないし、まだまだ大きく農業経営を担っていく、そういう目的で今回、利用権を利用しまして、譲受人が借りたような状況です。</p> <p>今後、税の事も考えられて移行も考えておられるようです。</p> <p>以上で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>番号2番から4番は、私の担当ですので、私が、説明します。</p> <p>農用地利用集積計画の申出、新規の2と3は申請地が一緒ですので続けて説明いたします。</p> <p>2番。貸人、借人、土地の所在は記載のとおりでございます。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑でございます。</p> <p>面積が2,660㎡。始期終期は令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間1年。</p> <p>利用目的は、里芋でございます。</p> <p>借賃は無償。利用権の種類は、使用貸借権でございます。</p> <p>3番も、貸人、借人、土地の所在は記載のとおりでございます。</p> <p>地目は、台帳現況とも田でございます。</p> <p>面積は、2,550㎡。始期終期は、令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年。利用目的は、里芋でございます。</p> <p>借賃は、記載のとおり。利用権の種類は、賃借権でございます。</p> <p>申請地は、14ページに記載のとおりです。</p> <p>この土地は、291番2の貸人が新規就農で取得されていた農地ですが、縮小され遊休農地になっていた土地です。</p> <p>それを借人の新規就農者が借りられております。</p> <p>現在、里芋を作られており、2番のほうは、来年の種イモのほうに5,000㎡全部里芋を作っておられます。</p> <p>4番も、貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑でございます。</p> <p>面積は、10,450㎡。始期終期は、令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年。利用目的は、玉葱。借賃は、記載のとおりでございます。</p> <p>利用権の種類は、賃借権でございます。</p> <p>地図は、15ページに記載のとおりです。</p> <p>この土地は3月に合意解約をされていた所です。</p> <p>貸人のほうから呼ばれて、農地を管理してくれる人はいないかということで、借人が新規就農で今年から玉葱を1haに増やしたいと相談がございました。</p> <p>現在、カボチャを作られていて、今後、玉葱の切玉のシートをまくということで、非常に頑張っておられます。</p>

	<p>新規就農、今年で3年目でございますが、熊本県が主催しております経営塾に先月の26日から13期生として勉強されております。</p> <p>農家じゃなく、経営を勉強されて頑張っておられます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。</p>
2番委員 (松田時義君)	はい、議長。
議長	2番、松田委員にお願いします。
2番委員	<p>利用権新規設定5番について、ご説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>面積は、2筆の合計が488㎡。</p> <p>地目は、台帳は田と畑になっていますが、9月5日に竹下委員と現地確認に行ったところ、昨年、玉葱を植えた後そのまま放っており草ぼうぼうの状況でした。</p> <p>始期終期は、令和4年10月1日から令和9年9月30日まで。期間は5年。利用目的は野菜。借賃は、記載のとおり。利用権の種類は賃借権。</p> <p>借人は、昨年の秋から、借りられる農地がないか探していらっしゃいましたが、とうとう見つかりませんでした。</p> <p>今年の春には、から芋を植えたいということでしたが、間に合いませんでした。</p> <p>ようやく6月に紹介を受け、6月10日に借人と現地確認に行ったわけです。</p> <p>ようやく今回、書類が上がってきました。</p> <p>現地は、16ページに記載のとおりです。</p> <p>借人のところは、男子2名、女子20名の職員からなっております。</p> <p>耕運機1台、草刈り機1台も準備していらっしゃいます。</p> <p>担当者を1名決めていらっしゃいます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。</p>
6番委員 (金田一充章君)	はい、議長。
議長	はい、6番、金田一委員にお願いします。
6番委員	<p>議第100号、農用地利用集積計画利用権再設定の1番について御説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p>

	<p>地目は、台帳は田、現況は畑です。</p> <p>面積は、985㎡。始期終期は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間。</p> <p>利用目的は玉葱。利用権の種類は使用貸借権で貸賃は無償です。</p> <p>場所は17ページの地図に記載のとおりです。</p> <p>既に綺麗に耕してありました。</p> <p>借人は、精神障害者の就労支援の一環として、年間を通じて農作業を行っています。</p> <p>作業人員は、職員と入所者の計12名で、現地まではマイクロバスで移動を行います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>
5番委員	はい、議長。
議長	はい、5番、田畑委員お願いします。
5番委員	<p>議第100号、農用地利用集積計画の申出について。所有権移転。所有権を移転する者、所有権を受ける者は記載のとおり。土地の所在も記載のとおりです。</p> <p>地目は畑。面積は、11,578㎡。</p> <p>利用目的は樹園地、デコポンですね。</p> <p>一反あたりの単価も記載のとおりです。</p> <p>買入予定者は、新規就農者の方。</p> <p>元々、熊本の方で新規就農者ということで、今、農協で1年間座学を勉強しておられまして、その延長ということで、今も勉強に来ておられます。</p> <p>以前は、市内におられたんですが、今は、丁度、園地に近い所の一軒家に引っ越してこられまして、この前、奥さんと子供も来られたんですが、奥さんと子供はまだ熊本にいて、子供が小さいもんですから、後々来られるということで非常に頑張っておられます。</p> <p>所有権移転をする方は、元々、みかんに関しては、水俣の先駆者ですので、この人が中山間地とか集落の方々にいろいろと紹介して、この頃は、購入予定者は集落の清掃とか、そういう方面にも馴染んでこられて、中山間直接支払いの会員になられたということで頑張っておられます。</p> <p>申請地は18ページに記載のとおりです。</p> <p>加温、無加温、露地ということで、所有権移転する方がもう少し露地を持っておられますので、最終的には露地も全部買入ということになるかと思いますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)

議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第100号、農用地利用集積計画の申出については、承認してもよろしいでしょうか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第100号、農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第27回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員